



事務局相談制度運用規約

平成 28 年 3 月 22 日 第 7 理事会承認

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規約は、事務局職員就業規則（規程）（2002）第 4 条 3 項に基づき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）事務局職員等からの組織的または個人的な服務規律違反行為等に関する相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、学会事務局のコンプライアンス管理の強化に資することを目的とする。

第 2 章 相談体制

(窓口)

第 2 条 事務局職員等からの相談を受け付ける窓口を総務理事とする。

(相談の方法)

第 3 条 相談は電子メールまたは郵便とする。

(相談者)

第 4 条 相談窓口の利用者は常勤および非常勤の事務局員（職員・再雇用嘱託職員・嘱託員・出向者・アルバイト・派遣者）全員とする。

(調査)

第 5 条 相談された事項に関する事実関係の調査は総務理事がおこなう。

- 2 総務理事は、調査する内容によって、事務局の管理職あるいは関連する部署の職員からなる調査チームを設置することができる。
- 3 調査する内容によっては弁護士等に相談し法的な観点から助言を得るものとする。

(協力義務)

第 6 条 事務局各課は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第 7 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、事務局の関係課はすみやかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

(本会内処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は当該行為に関与した者に対し、就業規則にしたがって、処分を課することができる。

第3章 当事者の責務

(相談者等の保護)

第9条 本会は、相談者等が相談したことを理由として、相談者等に対して解雇その他いかなる不利益取り扱いもおこなってはならない。

2 本会は、相談者等が相談したことを理由として、相談者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、相談者等に対して不利益取り扱いや嫌がらせ等をおこなった者（相談者の上司、同僚等を含む）がいた場合には、就業規則にしたがって処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第10条 本会および本規程に定める業務に携わる者は、相談された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。本会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、個人情報取扱規程および就業規則にしたがって、処分を課することができる。

(通知)

第11条 本会は、相談者に対して、調査結果および是正結果について、被相談者（その者が不正をおこなった、おこなっているまたはおこなおうとしていると相談された者をいう）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正目的利用の禁止)

第12条 相談者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の相談をおこなってはならない。本会は、そのような相談をおこなった者に対し、就業規則にしたがって、処分を課することができる。

(相談を受けた者の責務)

第13条 相談処理担当者に限らず、相談を受けた者（相談者等の管理者、同僚等を含む）は、本規約に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 その他

(所管)

第14条 本規約の所管は総務財務委員会とする。

(改定)

第15条 本規約の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会が決定するものとする。

附則

- 1 平成 22 年 5 月 24 日 第 21・6 回総務財務委員会制定，同日施行
平成 22 年 5 月 28 日 第 509 回理事会報告
- 2 改定履歴
 - ① 平成 26 年 1 月 30 日 第 6 回総務財務委員会承認，平成 26 年 1 月 30 日 第 5 回理事会報告
 - ② 内規を規約に変更 平成 28 年 3 月 17 日 第 9 回総務財務委員会起案，平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

附則

- 1 平成 26 年 1 月 30 日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 22 日改定の規約は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。